

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                           |  |
|-------------|---------------------------|--|
| 部 課 室 等 名   | 市民環境部 市民協働課               |  |
| 許 認 可 等 名   | 徳島市入田コミュニティセンターの施設等の利用の承諾 |  |
| 根 拠 法 令     | 徳島市地区コミュニティセンター条例         |  |
| 根 拠 条 項     | 第5条第1項                    |  |
| 連 絡 先       | 入田町まちづくり協議会(電話 644-2124)  |  |
| 審 査 基 準     | 基 準                       | <p>徳島市地区コミュニティセンター条例<br/>(利用の承諾の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> |
|             | 参 考 事 項                   |  |
|             | 設 定 等 年 月 日               | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間               | 総日数 即日～5日(休日を除く)   |
|             | (設定しないものについてはその理由)        |  |
|             | 設 定 等 年 月 日               | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |